



## 主な国税の納期限等のお知らせ

### 1. 申告所得税（平成22年）

納期等の区分	法定納期限	振替納付日
平成22年分予定納税1期	平成22年 8月 2日（月）	平成22年 8月 2日（月）
平成22年分予定納税2期	平成22年11月30日（火）	平成22年11月30日（火）
平成22年分確定申告	平成23年 3月15日（火）	（注）
平成22年分確定申告延納	平成23年 5月31日（火）	平成23年 5月31日（火）

（注）平成22年分確定申告の振替納付日につきましては、確定次第ご連絡します。

### 2. 消費税及び地方消費税（平成22年）

納期等の区分		法定納期限	振替納付日
中間1回	中間3回		
	1回目	平成22年 5月31日（月）	平成22年 6月25日（金）
1回目	2回目	平成22年 8月31日（火）	平成22年 9月28日（火）
	3回目	平成22年11月30日（火）	平成22年12月24日（金）

確定申告（法人） 課税期間終了日の翌日から2月以内

### 3. その他

法人税確定申告	事業年度終了日の翌日から2月以内
源泉所得税 （納期の特例の承認を受けていない場合）	源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日
源泉所得税 （納期の特例の承認を受けている場合）	平成22年1月から6月までの支払分：平成22年7月12日（月） 平成22年7月から12月までの支払分：平成23年1月11日（火）



## 目次

主な国税の納期限等のお知らせ	ページ 1
住宅取得等資金 「新非課税制度」のお知らせ	"
6月～7月 ビジネスカレッジ	ページ 2
・日商PC検定講座 ・日商簿記検定 合格講座	"



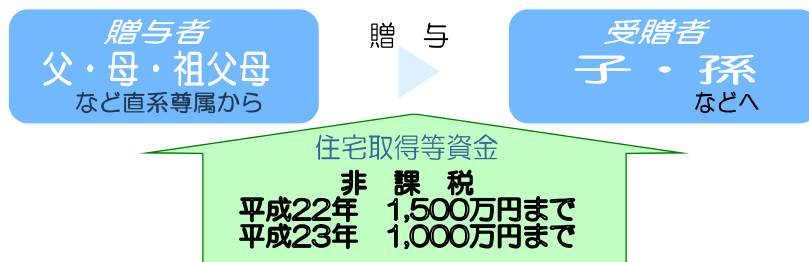
葛城地区商工会広域協議会  
ホームページのお知らせ  
<http://www.koryonet.or.jp/kouiki/index.htm>

## 平成22年分・平成23年分 住宅取得等資金の贈与税の非課税のあらまし



父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、500万円までの金額について贈与税が非課税とされてきました。この制度は改正され、平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金については、その住宅取得等資金のうち、原則として、平成22年の贈与についてこの制度の適用を受ける人は1,500万円までの金額、平成23年の贈与についてこの制度の適用を受ける人は1,000万円までの金額について、贈与税が非課税となります。

### 住宅取得等資金の贈与税の特例のイメージ



変化への対応  
商工会が目指す  
三つのアクション

成長する企業づくり

商工会の  
パワーアップ

商工会事業の効率化と  
支援の充実・強化

※この制度の特例を受けるに当たっては適用要件がありますので、詳しくは、最寄りの税務署もしくは商工会へお尋ねください。  
国税庁のホームページ：<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/9037.pdf>からもご覧いただけます。